

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 7 号に規定するげんしき網漁業（げんしき網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）5 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
げんしき網 漁業	げんしき 網漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）5 月 29 日 から 令和 5 年（2023 年）6 月 7 日 まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 8 年（2026 年）2 月 28 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。
 - ウ 網丈は、2 メートルを超えてはならない。
 - エ 網地は、一重でなければならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記1

操業区域 不知火海。ただし、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
7月15日から 8月20日まで	<p>次のア、イ、ウまでの点を順次に結んだ線、エの点とオの点を結んだ線及びイの点からアの点を見通した線の延長線以北の不知火海</p> <p>ア 八代市加賀島山頂 イ 八代市三ツ島（中島） ウ 宇城市三角町戸馳島南端 エ 宇城市三角町戸馳戸馳大橋東側取付基部 オ 宇城市三角町黒崎戸馳大橋東側取付基部</p>